

別記第1号様式(第7条関係)

会 議 録

附属機関又は 会議体の名称		第6回 豊島区リサイクル・清掃審議会	
事務局(担当課)		清掃環境部 計画管理課	
開催日時		平成20年 6月17日(火) 14時59分 ~ 17時01分	
開催場所		区役所本庁舎4階 議員協議会室	
議 題		家庭ごみ対策について システム評価について	
公開の 可否	会 議	公開 非公開 一部非公開 傍聴人数 0 人	
		非公開・一部非公開の場合は、その理由	
	会 議 録	公開 非公開 一部非公開	
		非公開・一部非公開の場合は、その理由	
出席者	委 員	松波淳也、小祝慶紀、長澤広幸、平井英男、大野忠雄、藤居秀三、戸部昇、遠竹よしこ、高橋佳代子、渡辺くみ子、中村丈一、春田稔、高埜秀典、鷺崎智恵子、藤井壽、庄司佳子、天野義憲、辻陽子、斉藤賢司、篠靖夫 (敬称略)	
	そ の 他		
	事 務 局	計画管理課長、環境課長、環境政策担当課長、豊島清掃事務所長、計画管理課管理係長、計画管理課計画調整係長、計画管理課資源リサイクル係長、計画管理課循環型社会推進担当係長、環境政策担当課環境計画担当係長、豊島清掃事務所作業係長、豊島清掃事務所指導係長、豊島清掃事務所繁華街対策担当係長	

計画管理課長 定刻前でございますけれども、出席予定の方が全員お揃いでございますので、会長、よろしくお願ひいたします。

会長 皆様、お忙しい中をお集まりいただきましてありがとうございます。

ただいまより第6回豊島区リサイクル・清掃審議会を開会させていただきます。

事務局より、本日の出欠について報告をお願いします。

計画管理課長 皆様におかれましては、ご多忙中に関わらずご出席いただきましてありがとうございます。

本日の出欠状況でございます。事前に永野委員、吉倉委員、山田委員、根本委員、以上4名の方から欠席のご連絡をいただいております。残り20名は全員ご出席でございますので、定足数を満たしております。

また、前回の審議会におきましてご連絡いたしました、5月より新たに2名の委員が委嘱をされております。前回、都合によりご欠席されました椎名町小学校長、大野委員をご紹介させていただきたいと思ひます。

大変恐縮ですが、その場で自己紹介をお願いします。

委員 大野と申します。どうぞ、よろしくお願ひします。豊島区の校長会を代表しまして、こちらの審議会に出席するという立場をとっております。学校に関係するようなことで、何かございましたらお話ししたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

計画管理課長 ありがとうございます。

会長、以上でございます。

会長 続きまして、本日、傍聴を希望される方はいらっしゃいますでしょうか。

計画管理課長 現在おりません。

会長 それでは、会議次第に沿ひまして本日の議事を進行してまいりたいと思ひます。今回は主要項目のうち、家庭ごみ対策及びシステム評価について審議を行いたいと思ひます。

事務局より資料の説明をお願いいたします。

計画管理課長 それでは、最初に資料の確認をお願いしたいと思ひます。今回の資料につきましては、事前に送らせていただいておりますが、お手元にも用意してございます。

それぞれの資料につきましては、右肩に資料番号を付してございます。

まず、資料の第6-1号「審議会における検討スケジュール」でございます。今後、審議いただきます内容と時期についてお示しさせていただきます。

続きまして、資料の第6-2号でございますが「家庭ごみ対策について」、第6-3号が「システム評価について」でございます。

この2つが本日の審議の中心となる資料でございます。

それから、参考資料が4つございます。

参考資料1が「一般廃棄物会計基準」、参考資料2が「一般廃棄物処理有料化の手引き」、参考資料3が「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」でございます。

これら3つの資料は、区市町村における一般廃棄物処理の3R化を推進するため、環境省

が昨年6月に策定した清掃リサイクル事業に係るガイドラインでございます。この概要につきましては、本日の資料、第6 - 2号、第6 - 3号にて説明をさせていただきます。

そして最後の参考資料4でございますが、環境モデル都市応募提案書の概要でございます。これにつきましては、審議の終了後、所管しております環境政策担当課長よりご説明をさせていただきますと思います。

以上が本日の配付資料でございます。揃っていますでしょうか。

会長 本日の審議会では2つの主要項目について審議をいたします。

まず、家庭ごみ対策についての資料説明・議論を行った後に、システム評価についての資料説明・議論を行うという形の二本立てになっております。

なお、本日の審議終了は何時ごろを予定されてますでしょうか。

計画管理課長 まとめ、それから連絡事項を含めまして、5時までには終了いただければと思います。

会長 わかりました。

それでは、本日はその時間を目安に、2つの主要項目に関しまして、各案件の課題と今後の方向性について整理をしていきたいと思っております。

まず、事務局より「家庭ごみ対策について」、資料6 - 2号でございますが、資料の説明をお願いいたします。

計画管理課長 それでは、お手元にあります資料6 - 2号「家庭ごみ対策について」をお取り出しいただきたいと思っております。

おめくりいただきまして、2ページでございます。課題ごとに資料を載せてございますが、まず、一番最後の16ページをお開けいただきたいと思っております。「家庭ごみ対策の課題と方向性(案)」でございます。課題については3つに整理をしております。課題1が有効な減量対策の推進(各家庭での減量対策の推進、新たな資源回収への取り組み、生ごみ減量化・資源化)でございます。課題2については戸別収集の検討、課題3は経済的インセンティブ導入による減量対策の検討でございます。この課題ごとに資料の整理をしております。

それでは、お戻りいただきまして3ページをお開けいただきたいと思っております。

右肩に課題の番号を書いております。課題1に関して「豊島区のごみ量(平成18年度)」でございますが、まず左の方をご覧ください。豊島区の一般廃棄物の部分でございます。粗大ごみを除きますと、家庭ごみはすべて区が収集しております。区内の一般廃棄物の約35%が家庭ごみで占められております。

事業系ごみについては、民間収集の部分が約37%、区収集の事業系ごみが約29%、総量としまして11万2,894トンとなっております。

右側をご覧ください。右側は、区の収集運搬量の推移をあらわしております。全体としましては漸減傾向にございますが、具体的に申しますと、不燃ごみ・粗大ごみ、粗大ごみは一番上に載っておりますけれども、これらについては、さほど減少してございませんが、可燃ごみについては減少傾向が顕著にあらわれておまして、18年度と14年度を比較しますと約5,000トン減っている状況でございます。

4 ページを開けていただけますか。同じく課題 1 に対応するもので「新資源回収事業」でございます。

新資源回収事業につきましては、内容が 2 つ大きく分かれております。1 つ目は、資源回収の拡充ということで、収集回数が週 1 回から週 2 回に倍増します。それから 2 つ目は廃プラスチック等を「不燃ごみ」から「燃やすごみ」に分別変更いたします。

昨年 7 月からモデル実施を始めまして、現在、モデル実施を行っておりますが、10 月から区内全域を対象として本格実施の予定でございます。

新資源回収によるごみ量の変化の予測をしております。実施前は A、実施後は B ということで、それぞれの種別ごとに予測をしておりますが、A という部分は 17 年度のごみ量をベースにしまして、仮に新資源回収事業を実施しなかった場合に推計される平成 21 年度のごみ排出量でございます。

B は、同じく 17 年度のごみ量をベースにして、この間に行われているモデル実施の結果を踏まえて、新資源回収を全地域で実施した場合の推計値でございます。

表の右側をご覧くださいいただけます。

可燃ごみについては約 9.4% 程度増加するだろうと見込んでいます。不燃ごみについては 7.4% 程度減少、ごみ総体としましては 10.6% 程度減少すると見込んでいます。資源については 50.1% 程度増加するという予測を立てているところでございます。

5 ページをお開けください。同じく課題 1 でございますが、「家庭ごみの組成」でございます。平成 19 年度のデータでございますが、こちらのところは前回の審議会におきましてご配付させていただきました廃プラスチックモデル実施地域の排出状況の調査の報告書から引用したものでございます。

燃やすごみをご覧くださいと思います。最も一番多くを占めているのが生ごみで、42.8% になっております。そのほか、本来は資源回収の対象になっております新資源回収事業対象物が 21.1% となっております。本来は資源回収に出していただくものが、まだ混在しています。新資源回収事業対象物につきましては、右側の表をご覧くださいと思います。

次に、金属・陶器・ガラスごみでございます。従来ですと、これは不燃ごみという扱いでございましたが、金属・陶器・ガラスなどに限定されております。それが 51% を占めております。そのほか、燃やすごみが 16%、新資源回収事業対象物は 22% も含まれております。まだ分別が徹底し切れてないということです。

次に、6 ページをお開けくださいと思います。課題 1 の資料の「生ごみ発電モデル事業」でございます。今現在 2 つの事業を行っております。従前は、下の段の堆肥をつくるリサイクルを実施しておりましたけれども、本年度から発電に関するモデル事業も行ってございます。

先般、大田区城南島のバイオエナジー社をご視察いただきましたが、区の施設、小・中学校、保育園、幼稚園等から出る給食の残飯等をバイオエナジー社に運んで行って、そこで発電を行っております。発電量としては、大体 2,400 世帯に相当する発電を行っております。

して、その3分の1を発電施設で使い、残る3分の2を外部に売電しているということです。

従前から行っている堆肥リサイクルにつきましても、引き続き行っております。区の小・中学校等の施設から生ごみを「第1次処理」ということで江東区の工場に持って行き、ここで粉末状にいたしまして、最終的には2次処理施設、これは日高市にある工場なのですが、こちらに持って行きまして肥料等をつくっています。一部は「豊有機」として区施設等で販売してございます。

この生ごみ発電モデル事業を行いまして、堆肥のリサイクルとの比較検討を行う予定でございます。比較検討項目は、真ん中に示しております。処理過程における温室効果ガスの排出量、リサイクルの費用、残渣の処理などでございます。また、ごみとして排出するときの分別がどの程度必要になってくるのかということも、比較対照して検討してまいりたいと思っています。

それから一番下なのですが、同じように横須賀市、京都市でも、生ごみからバイオガスを回収して、燃料化、あるいは発電を行う研究・実験を行っているところでございます。

7ページをご覧ください。同じく課題1でございますが「その他の生ごみ対策事業」といたしまして、生ごみ処理機購入の費用助成を行っております。平成19年から実施しておりますが、生ごみ処理機購入費の2分の1を助成いたしまして、上限金額は1万5,000円でございます。これまでの実績でございますが、平成19年度は19件、平成20年度、現在のところ13件でございます。予算としては100件の助成を想定しております。

下の方の2番目の廃食油回収事業ですが、平成18年から始めまして、18、19年度と、2カ年にわたってモデル事業として実施をしております。ご家庭で不用になった食用油（廃食油）を区内の4つの施設で回収いたしまして、植物性の燃料であるVDFなどにリサイクルをしております。平成19年度の回収実績は1,583kg。ちなみに18年度は1,086kgでございます。リサイクルの中身ですが、回収実績の約10%がリサイクル燃料になります。その他飼料・肥料が60%、そういった内訳になります。

8ページです。課題2「戸別収集の想定」に関する資料でございます。戸別収集の想定をしております。現在は、集積所での収集を基本としておりまして、通常集積所が約1万1,400カ所あります。それから戸別収集、これは戸別にお家へ伺って収集するものですが、約4,300カ所、合わせて約1万5,700カ所が収集場所です。通常集積所が73%、戸別収集が27%を占めてございます。

それから通常集積所の備考欄をご覧くださいと思います。集積場での収集を基本としておりますが、高齢者・身障者を対象とした「出前収集」も行っております。現在、約250戸を対象として、集積所はあるのですけれども、お宅まで伺ってごみを収集しております。

それから戸別収集実施の主な理由を挙げてございます。ごみ集積所はあるのですけれども、ごみが散乱をして、なかなか管理ができていくということから集積場を廃止して戸別収集に切りかえた、あるいは新築戸建住宅の居住者への対応となっておりますけれども、集積場は

ある程度の経緯があつてつくられているものですから、新築戸建住宅に途中から入ってきて、なかなかその中にスムーズの入りくいケースもございますので、そういった場合、やむなく戸別収集に依拠している場合がございます。

下のところをご覧いただければと思います。23区で戸別収集を全域実施しているのは品川区でございます。こちらのデータによりますと、1世帯当たり0.86が戸別収集の箇所になります。豊島区の世帯数にこの0.86を掛けますと12万1,500カ所になります。現状から比べると77.4%の増加となります。

これは、あくまでも品川区のデータの引用で、単純に戸別収集の箇所を世帯数で割っておりますので、かなり大ざっぱな試算でございますが、そういった例をとると大幅に増えてくるということになります。

9ページでございます。課題2に関しまして「戸別収集による見込まれる経費増」でございます。車両増加数における集計と、ごみ排出量による推計を行っております。

まず、算出根拠のところを見ていただきたいのですが、こちらと同じく車両増加予想率、車両1台当たりの運転予測量については品川区の戸別収集の実績のデータを参考にして計算をしております。

現在の豊島区の車両数に品川区での車両増加率を掛けて、そこから現状の車両数を引く。そうしますと、車両が14台増えて、人員が38人プラスになります。

それから、ごみ量推計による推計ですが、1日当たりのごみ排出量を、品川区での実績に基づいて計算をした車両1台当たりの収集運搬予測量で割って、そこから現状の車両数を引いております。こうしますと車両については12台増加し、人員については32人増加するという結果になります。

いずれにしても、これで計算をいたしますと、一方では4億7,600万円、あるいは4億400万円ということで、4億円台の経費の増加が見込まれるということです。かなり大枠の試算ではございますけれども、品川区の例で出しますと、こういった数値になるということです。

10ページ、課題3に関しまして「家庭ごみ有料化の答申」でございます。平成17年9月の豊島区リサイクル・清掃審議会におきまして答申をいただいております。その中で、2つの目的を掲げて有料化の答申が出されております。1つは、環境負荷低減、最終処分場の延命などを目的とした家庭ごみの減量、そして、ごみ排出量に応じた公平な負担の必要性ということで、モデル事業実施の上、家庭ごみの有料化を導入すべきであるという答申でございます。

なお、下の点については整理をする必要があるということで、幾つか課題が提起されてございます。枠の中です。資源は有料化の対象外とする。ごみだけ有料化して資源は無料のままということになります。手数料収入は3R推進・環境対策に充てるなど、透明性を確保する。有料化の手法(料金体系・課金媒体)の検討。それから区民サービス向上策の検討ということで、戸別収集と可燃ごみの午前中収集が挙げられております。そのほか不法投棄対策の充実など、こういったことが課題として提起されてございます。

11ページでございます。同じく課題3ですが、「一般廃棄物処理有料化の手引き」の概要ということで、国のガイドラインが3つ示されておりますが、そのうちの1つでございます。国におきましては「廃棄物の減量その他適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」が示されております。その中で、一般廃棄物処理の有料化を推進すべきだということが明記されております。

これを受けまして、「一般廃棄物処理有料化の手引き」が出されております。昨年6月、市区町村が有料化の導入又は見直しを検討する際の参考資料として国が作成したものでございます。この中で、家庭ごみ有料化の目的及び期待する効果について3点挙げられておりまして、まず1点は、費用負担を軽減しようとするインセンティブ（動機づけ）が生まれ、一般廃棄物の排出量の抑制が期待できる。2点目は、排出量の多い住民と少ない住民との費用負担の公平性が確保できる。3点目が、一般廃棄物処理費用に対する意識が高まり、ごみ排出に係る意識改革につながるという3点が挙げられています。

それから、有料化によりまして懸念される課題についての対応でございますが、対応する課題が3つございまして、1つは不適正排出への対応、それから2点目は不法投棄への対応、3点目は排出抑制効果の維持ということで、有料化しても、しばらく経つとごみ量にリバウンド傾向が見られるというようなこともしばしばありまして、排出抑制の重要性に関する継続的な啓発活動、情報提供が必要だとされてございます。

12ページでございます。同じく課題3でございますが、「他自治体における家庭ごみ有料化の実施状況」です。23区においてどのような状況であるかということが最初に記載されています。平成16年12月の特別区長会の検討の結果、ごみ減量策としては有効な手段であるが、住民に直接負担を強いるため、住民の理解と協力が必要である。その上で、必要に応じて特別区全体の検討・調整は行う余地はあるものの、基本的には各区が十分に比較・検討し、効果的な施策の実現を目指すということで、各区事項とされております。

実際、23区の中で有料化を実施している区はございませんが、今のところ、計画に年次が明記されている区が1区でございます。これは杉並区ですが、一般廃棄物処理基本計画の中で「22年度の有料化実施を視野に検討を行う」とされてございます。

2番目に、都内の各市町村の状況ですが、全体で39の市町村がございまして、そのうち有料化を実施している市町村が20ございまして、内訳は、17市3町です。未実施が19市町村となっております。課金対象ですが、実施されている20の市町村の中で、ごみのみを有料化しているのが17市町村、ごみと資源すべてを有料化しているのが3市町村あります。清瀬市、東村山市、大島町でございます。

なお、下のところに書いてありますけれども、有料化実施自治体20市町村ありますけれども、清瀬市を除く19の市町村におきましては戸別収集も行っています。それから課金媒体・平均料金は、すべて袋方式でございます。有料化の手法には、有料シール方式あるいは袋方式がありますけれども、すべて袋方式です。指定袋を買っていただいて、その料金を徴収しているということでございます。平均の料金ですが、リットル当たり1.7円ということになっております。

あわせて、政令指定都市の状況でございますが、有料化実施状況は全17市のうち6市です。課金対象は、6市のうちごみのみが1市。ごみ・資源が5市となっております。課金媒体については、すべて袋方式でございますが、平均料金はリットル当たり1円、資源は約半額になります。ごみは1円、資源についてはその半分、50銭程度ということになっております。

13ページでございます。「家庭ごみの有料化実施の手法」ということで、都内の各市町村の事例をとっておりますが、手数料体系が左側に書いてあります。まず、排出量単純比例型、これは排出量に比例して負担額を増やしていくものでございます。それから排出量多段階比例型、これは一定の段階を踏んで料金を上げていくものでございます。それから一定量無料型、これはゼロから一定の量まで無料にして、そこから超える量について料金を徴収していくものでございます。これら3つが一般的な手数料体系とされております。

それから徴収方法については、指定ごみ袋とシールの方式でございます。都内で有料化を実施している20の市町村におきましては、手数料体系は排出量単純比例型で、なおかつ指定ごみ袋を課金媒体として徴収しているということでございます。

14ページです。「有料化によるごみ減量効果」でございます。有料化による平均排出抑制率ということ、これは手数料の金額の多寡によってどの程度抑制率が出てくるのかということですが、おおむね金額が高くなると抑制効果が出てくるようでございます。一応、手数料額と排出抑制率には相関関係が見られる状況でございます。これは、先ほど申し上げた国の「一般廃棄物処理有料化の手引き」から引用したものでございます。

それから有料化導入のごみ量の変化ということで、1日1人当たりのごみ量を示してございます。この中では、日野市と清瀬市の場合を挙げてございます。ごみ量は、いずれも減少傾向にあるのですが、日野市の場合は戸別収集を導入しておりまして、清瀬市は集積所の収集です。戸別収集は実施してございません。なおかつ、先ほども申し上げましたように、清瀬市ではごみと資源の両方を有料化しておりまして、日野市はごみだけが有料で資源は無料となっております。そういったことも影響しておりまして、ごみ量変化の割合が非常に違ってございます。日野市の場合、相当程度に減量効果が出ております。

15ページでございます。「有料化した場合の収支見込」でございます。

歳入の見込でございますが、算出根拠のところをご覧くださいと思います。算出式が、1世帯1カ月の負担額×12月×世帯数となっております。都内の各市の標準的な考え方では、標準世帯の負担を月500円に設定しております。都内各市では世帯の平均人数がおよそ2.5人でございます。単純にこの考え方に基づいて計算しますと、豊島区の場合は1世帯344円の負担となります。これを算出根拠に用いますと、歳入の見込みが約5億8,300円でございます。

一方、歳入の見込ですが、これは公表されております都内3つの自治体の決算額から引用してございます。3市の指定袋制度の運営に要する経費とは、袋の製造、それから袋の販売を取り扱っているお店に対する委託料、こういった経費でございます。3つの市の平均をとりますと、人口1人あたり592円かかってきます。これを豊島区の人口に単純に掛けてい

きますと、歳出見込としては約1億5,300万円でございます。歳入見込から歳出見込を差し引くと、残りは4億3,000万円ということになります。先ほど戸別収集をした場合についての歳出見込は4億円台ということになりますので、あわせて実施をした場合についてはプラスマイナスがなくなりまして、有料化による歳入見込から戸別収集実施による歳出見込を差し引きますと残りはゼロということになります。

最後のページをご覧ください。「課題と方向性」ということで、方向性の(案)でございます。家庭ごみの減量を推進するため、資源回収の充実を図るとともに、家庭ごみの有料化・戸別収集の導入に向けた準備を行う、としております。

まず、短期的な対応ですが、新資源回収事業の定着を図るとともに、消費者にとって身近に感じられる3R啓発事業を展開する。もう1つは、容リプラ回収、家庭ごみ有料化・戸別収集に関する検討を深める。

中期的な対応といたしましては、容リプラ回収の導入に加え、生ごみ資源回収の導入を図る。他区の動向を見極めながら家庭ごみ有料化を見据えた戸別収集モデル事業を実施する。

長期的な対応といたしましては、容リプラ回収の定着を図る。ごみ量の動向を勘案の上、家庭ごみ有料化・戸別収集の全域実施を図る、ということで整理をさせていただいております。

長くなりましたが、以上でございます。

会長 どうもありがとうございました。

ただいま事務局から「家庭ごみ対策について」ご説明がございました。早速、この件に関して審議を始めたいと思います。

まず、今の資料の最後のページ、16ページに家庭ごみ対策の課題と方向性として、課題が1、2、3と、3つ列挙されております。それぞれに関連する資料が、前のページの方に掲載されておりまして、右肩のあたりに課題1から課題3に対応する形で付されております。これはご確認いただければと思います。

資料の内容に関しましてご質問がございましたらお願いいたします。

まず、今のご説明に関しての質問という形で受けたいと思います。

委員 9ページの「戸別収集により見込まれる経費増」というところの金額なのですが、これは戸別収集をやることによって、それぞれの計算式で算出するとこれだけの経費がかかりますよということだと思っておりますが、現在は金額的にはどのぐらいかかっているのですか。戸別収集ではなくて、一般収集の経費についてです。

計画管理課長 資料第6-3をお取り出ししていただけますか。「システム評価」についての資料です。3ページをお開き下さい。

大きく区分けをしておりますが、リサイクル清掃事業関連の予算額が、お開けいただいた3ページに掲載されています。これは平成20年度の予算額でございます。この中で、廃棄物収集作業経費というのが、日常、清掃事務所で実施しているごみの収集作業に係る経費でございます。予算上、4億3,527万3,000円という金額になっております。

新資源回収事業経費ですが、これは資源回収に要する経費で、6億円余りかかっておりま

す。粗大ごみには、およそ1億6,000万円を要しております。

そのほかに、ごみの中間処理に当たっての共同処理運営経費が14億5,000万円、これは、ほぼ分担金で、清掃一組に支払っているものです。

それから、人件費については、本来はそれぞれ分けなければならないのですけれども、まとめますと、全体が16億円かかっています。

全体の経費としては、こういった状況でございます。

委員 そうすると、3ページのところの廃棄物収集作業経費4億3,500万円について、戸別収集を実施すると、この部分がこちら側の9ページの金額に変わるという見方なんでしょうか。それとも廃棄物収集の作業経費というのは、このままこの金額が維持されて、戸別収集をする場合には、これに4億400万円がプラスされるというように見るのでしょうか。

計画管理課長 見方ですが、「戸別収集に見込まれる経費増」ですので、廃棄物収集作業経費はこのまま維持されます。そのほかに4億余の経費がプラスされてくるということになります。

委員 その経費算出は、おかしいのではないかと思います。今は、集積所収集をやっていて、戸別収集を全面的に実施した場合には、ポイント数も非常に増えて、人の数も増えるからという考え方はわかるのですけれども。廃棄物収集作業経費が、そのまま残るということはないですね。幾らかでも経費が減る部分というのが出てくるように単純に思うのですが。そうではないのですか。

計画管理課長 これは、モデルにしたのが品川区の例なのです。品川区の例で、実際、規定経費にどれだけプラスされるかという試算を行っています。

ただ、これは試算のため、かなり大ざっぱな数字でございます。例えば、車両増とごみ排出量、2つの側面から考えた場合、経費にズレが生じてまいります。かなり大枠な試算でございますけれども、品川区の例からすると、現状の収集作業経費のほかにこの程度の経費がプラスされるということで算定をしてございます。

委員 資料要求をします。今回は、家庭ごみの有料化というようなことが、大きなメインテーマになると思います。国もそういう方向を打ち出していますので。そういう場合、特に、15ページの有料化による歳入見込から戸別収集による歳出見込を差し引くことで、プラスマイナスゼロになるという部分ですね。こういう数字が出てくると、数字が非常に目立つように思います。ただ、今のお話を聞く限り、非常に大ざっぱな数字だというお話ですので、数字を根拠に検討せざるを得ない部分に関しては、私は、より精度の高い数字をお示しいただきたいと思うのです。

ですので、これに関しては、もう少し説明がきちんつくような資料を改めてご提示いただきたいと思います。

以上です。

計画管理課長 なるべくわかりやすいような方向で資料を整理させていただきたいと思ます。

委員 そうしますと、今、モデルというか、積算の根拠を品川のということで、他に、そういう元になるようなものがあるのですか。これしかなくて、概算でということなのか、それともほかの、またこういうものに見合うような、モデルになるような、積算の根拠になるようなものというのがあるのですか。

計画管理課長 戸別収集を全域実施しているのは23区で品川区だけなのです。多摩地域と豊島区では状況が違います。品川区とも違つかもしれませんが、比較的状况の似ている自治体を、この場合は基礎としたということでございます。

委員 たまたま私の娘が北区に住んでいるのですが、北区も戸別収集しているらしいのです。それで、今まで可燃ごみと不燃ごみが混ざってしまっていたのも、きれいになったし、集積場所がとてもきれいになったと言っていました。それと、お年寄りが1人で住んでいらっしゃるようなところは、「今日は、どうしてごみは出ないのだろう」と声をかけてくださるようになったので、それも随分、お年寄りにとってはよくなったという話を、ついこちらへ出て来る前に聞いたばかりです。北区でも戸別収集をしているとのことの様ですが。

計画管理課長 北区は区内全域では戸別収集を実施しておりません。滝野川など一部の地域で戸別収集を実施しております。一部の地域では確かに戸別収集を実施しておりますが、全域実施しているのは、今のところ品川区だけでございます。

委員 私のところも、街の中でのごみの散乱が非常に多かったものですから、一部は戸別で収集していただいているのです。やはり、そういう点でのメリットというのは私も非常に感じています。

地域によって状況は変わりますよね。集積所をきちんと管理できるところもあるし、できないところもある。だから、それが一律に全部戸別収集に移行しなければいけないのかどうかというのは、さまざまな議論がある部分だと思うのです。

よって、私は、品川区のモデルをもとにした試算というのは、それなりにきちっとした根拠を示しながら数字を出していただいたと私は思っています。そういう試算を踏まえた上で、豊島区の置かれている状況というものを考慮していただく必要があるだろうと思います。

それと、以前に、うちの区では、有料化のモデルをやるということになりましたよね。その後の状況はどうなっているのでしょうか。

計画管理課長 それでは、資料を前に戻りまして、10ページをお出しいただきたいと思えます。17年9月に有料化の答申をいただいております。この際、いろいろ課題を挙げていただきまして、検証のためにモデル事業を実施するというところでございました。

ただし、有料化のモデル実施には、お金の取り扱いの問題がありまして、これが誤解を与える向きもございました。実施するに当たって地域のご理解、ご協力を必ずしも得られなかったというようなことから、実施に踏み切れなかったところです。

今回、重ねて有料化についてご審議いただいておりますのは、17年9月の答申を否定するものではございません。そのまま私どもとしては受け継いで、ここにもお示しをしておりますけれども、今後、有料化に当たっては、課題を並列的に並べたのではなくて、どういった条件を整備していったら、最も有料化が目指しているごみ減量が有効にできるのかという

ような観点からご審議をいただきたく思います。

ここにも書かれておりますように、ただごみを有料化するというのではなくて、その前の条件整備として、ごみ減量のためにリサイクルを行う必要がございます。第3回の審議会で大きく取り上げました容リプラのリサイクル、それから可燃ごみの中で大きな割合を占めております生ごみのリサイクルといった取り組みをした上で、戸別収集を実施すべきだろうと考えております。そういう条件整備をした上で、なおかつごみ減量を目指すとするれば、家庭ごみの有料化を図っていくという方向性、そういう考え方で今回資料をお出ししております。

基本的には、17年9月の有料化答申の基本的な考えを踏まえた上で、今後そのねらいであるごみ減量を図っていくために、その前にどういった条件整備が必要なのかということについて、段取りを含めてご審議いただきたいと思っております。

委員 そうしますと、10ページに整理されている課題というのは、具体的に一つ一つどのように対処していくかということ、皆さんで、ここで審議するということですか。それとも、ある程度の解決の案というか、そういうものが出されているのですか。この審議会の場で全てを審議するのですか。

計画管理課長 そのようには考えておりません。将来の方向性というのは、大きな15年の計画でございます。ただ基本的に私どもは、有料化の前の大きな条件整備として、今以上にリサイクルの範囲を広げていくことが必要だと考えております。先ほど例としました容リプラの問題、それから生ごみの問題、それから戸別収集の問題がありました。こういった条件をした上で有料化を図っていきたくと考えております。

実際に有料化実施という段階になると、細かい細目にわたって、例えば、課金対象をどうするのかとか、袋とか、そういった問題も具体的に検討しなくてはなりません。しかし、まだその段階ではなくて、有料化を図る上での条件整備ということで、様々な事例や課題をご提示して、その上で有料化を検討していくということでございますので、逐一、細かい点についてまでご審議いただくというつもりはございません。

委員 以前は、モデル地区を選定して、ある程度具体的な地域に手を挙げていただいて、モデル実施できるようなところまでいったのではなかったのですか。

計画管理課長 お手を挙げて実施のご意向をお示し下さった地域もございます。ただ、必ずしもそういう地域ばかりではございませんでしたので、もう1回見直しを図ったということでございます。

委員 私は、前期に引き続いてこの審議会の委員を務めさせていただいております。その中での経過では、有料化という形での答申が出て、そして、その実現に向けて具体的な方法を探るということだったかと思っております。それを受けて、町会連合会の方にもご協力いただくというように話が進んでいたように思うのですが、やはり具体的な課金の方法などに関して、最初の提案の段階でなかなかご理解いただけなかったというように聞いております。

そうだとすれば、それからかなり時間が経過しているのです、その間どのような対処してきたのか、モデル実施が成功しなかった原因をどのように整理して次に活かそうとしていら

っしゃるのかということ、私たちに聞かせていただいてもいいのではないかと思います。いかがでしょうか。

委員 それでは、私からお答えをさせていただきたいと思います。

有料化のモデル事業は、平成18年に、予算を頂戴いたしまして取り組んだのですが、今、担当の参事からご説明しましたように、結果として地域でのご理解が得られなかったため実現できませんでした。我々の説明、あるいは、モデル実施の手法が至らなかったという面はあろうかと思います。また、地域にごさいました団体の中でも考え方について違いがあって、一緒になって取り組んでいただきたいとお願ひしたところが、2つの団体の間で取り組みが違ってしまったというところがございまして。私どもの準備不足などによって、そうした団体の皆さまの対立を招いてしまったということがあって、結果として、地域でのご理解が得られなかったということが、モデル実施に至らなかった要因としてあるのではないかと考えております。

ご案内のとおり、20年から廃プラスチックのサーマルリサイクル、新資源回収事業を実施いたします。これをどのように進めていくのが重要でございます。資料にも書いてございますが、今後、資源化をさらに進めるということでございますので、新資源回収事業の推移を見定める必要があると思います。また有料化につきましては、モデル実施を計画する一方で、先行して有料化を導入しております自治体の事例をつぶさに調査をいたしました。

その結果、やはり、今日ご提示申し上げているように、有料化を導入するためには戸別収集をする必要があるという結論に至りました。有料化により区民の皆さまから料金を頂戴するため、あるいは不法投棄対策の上でも、戸別収集と有料化の問題は切り離せないのではないかと調査結果でございます。そういった結びつきを今期の審議会でご確認をいただきたく存じます。我々としては前回のモデル事業の反省の上に立って、仕切り直しをさせていただきたく思います。そのほかの条件整備ということでは、今、参事が申し上げましたとおり、改めて審議会のご意思、ご判断を仰ぎたいということでございます。

委員 そういうことであれば理解いたします。

ただ、戸別収集というのは非常に手もかかるし、大変なことですが、有料化に伴っての収入と支出の部分が差し引きゼロになっているような試算が出てきていけば、これはこれでよろしいのかなと私は思います。

ただ、戸別収集するということは非常にいいようであり、地域コミュニティの観点から考えますと、私などは、集積所の中で行われている地域社会の中での助け合いといった点から見て、寂しいかなという感じもあります。

しかしながら、地域性もございましてね。また、集積所ではなくて戸別収集を実施することによって、皆さんが便利になったと思われるならば、その効果がまた別の部分に生きてきて、地域社会に明るさが出てくることもあるかもしれません。例えば、集積所のごみを掃除することに関連してトラブルがあったところが解消されたとか。そのようにプラスマイナスがあるように思うのです。そういうことで私は戸別収集について理解をいたします。

会長 資料内容についての質問から、既に意見の方に入っておりました。戸別収集の数字的、

あるいは制度の問題、それから、かつて有料化の答申が出た際の経緯についてご質問がありまして、それについての回答がされました。そのほかにございましたらお願いしたいと思います。

委員 車両台数が増える根拠というのがわからないのですが、品川区は増えたのですか。ごみの量は変わらないですね。そうであれば、1台当たりの回収量は変わらないと思うのですが、なぜ車両台数が増えるのですか。

計画管理課長 収集時間が長くなっても構わないのであれば別ですけども、今の収集時間とほとんど変わらないような状況を目指すとする、車を増やさざるを得ないということになります。すると、当然1台当たりの積載量は減ってまいります。

「収集時間は何時でもいいですよ」ということであれば、今委員がおっしゃるように、ごみ量は変わらないのだから、1台の総量も変わらないと思います。しかし、生ごみ・可燃ごみについてはできるだけ午前中に収集したいというのが区の方針でございますので、以前と同じような状況で収集するということになると、1台当たりの積載量は少なくとも、車を増やしていかなければいけないということだと思えます。

委員 我々は民間収集業者ですから、役所の仕事とはやはり差があります。スピードや、積載量、それに付帯する人員、そういった部分を中心にしています。そうすると車を増やさなくとも収集は可能だと考えているのです。

仮に、人員は多少増やすとしても、今の収集作業の最低条件は2人ですね。ほとんどの場合、1人で後ろについている人はいないのです。2人ないし3人いる場合もあるのですが、2人の交互の動きの中で収集するには、流れの中でやっている分にはあまり変わらないと思うのです。

戸別収集になると、どこまで取りに行くのかというのが問題です。例えば、路地のドアの前に置かれる、また路地の中の古いアパートで車が全く入れない、というようなケースで、今までは集積所に出してきたものを建物の前まで取りに行くとなったら本当に大変な時間がかかってしまいますので、人手がたくさん要ると思うのです。

ただ、今までのように車の通りに出すとすると、車を増やさなくとも可能だと思っています。全然増やさないというわけではないのですが、車両の変更などをすれば、それほど増えないのではないかと思います。

まだ実証していないのでわかりませんが、そのような疑問を感じました。

計画管理課長 先ほどの試算は、単純に品川区の例を引いて、単純に数字を掛けているということなのです。道路状況は品川区と同じではございません。豊島区の方が、路地の奥に車が入れない地域がかなりございます。戸別収集をすれば、職員が走って取りに行かなくてはならないと考えられます。

ですから、各地域の対応にもよりますが、場合によっては集積所を残さなくてはならないというケースも出てくるかもしれません。そうしますと、今委員がおっしゃった事情というものも当然ありますが、今のところ、どこの部分が戸別収集が困難であるかということについては絞り込んでおりません。そういう意味で、先ほどの金額というのは、単純に品川区の例

からするとこういう数字になるという計算です。

今委員がおっしゃったように、今後、具体的に詰めていくとすれば、そういった事情もあって、集積所による収集をある程度残さざるを得ない地域が出てくる可能性はあると思います。

委員 もう一つだけよろしいですか。今、1台当たりが5.3トンという数字がでていますが、これを逆に計算すると、今までは1台平均で7トン運んでいたことになりますよね。

計画管理課長 はい、そういうことです。

委員 この数字は合っていますか。

計画管理課長 合っています。

委員 そうであれば、非常に成績がいいですね。

計画管理課長 そうですか。

委員 積載量いっぱいいっぱいですから。我々より運んでいますね。

それ以上聞く気はないので終わります。

委員 先ほど、前期の審議会の経過などについて齋藤部長からお話を聞いて、以前から、書類の上で出していただいた数字とそれほど違わなかったので、有料化に関する状況は理解できました。

そういうことからすると、15ページの資料を拝見しても、今のお話を聞いても、いろいろな事情から考えて、有料化すればごみは減るのだろうと思います。私たちデパートなどのテナントもそうですが、有料化すればごみの量は相当減ります。やはりお金を取るとなると、ごみの水切りも徹底するするなどして、格段にごみの量は減ります。

ただし、ただ有料化するだけで何の見返りもないというのでは問題だということになって、これに対応する有力な手法として戸別収集ということなのだろうと思います。

今回いろいろ勉強して、資料を拝見しているのですが、試算で品川区を引き合いに出していますけども、有料化を実施する場合には、戸別収集にかかるコストをカバーするために、それに見合った料金を徴収するようになる、というように理解していいのでしょうか。

計画管理課長 有料化の手数料は私どもの歳入になりますが、有料化は歳入目当てで実施する施策ではございません。あくまでもごみ減量という目的でやりますので、そのときに、先ほど見返りとおっしゃいましたが、戸別収集にはそういう面もあると思います。そういった見返りに加え、条件設定も含めてごみ減量にはこういった手法が有効なのかという観点からも戸別収集を実施せざるを得ないと思います。ごみ減量ということで出発している以上、有料化による手数料が区の歳入になり、単に懐が暖かくなるような状況だと、なかなかご賛同もいただけないだろう、と感じております。

会長 有料化はごみ減量のための施策でありまして、歳入目的ではないのですね。だから、この資料では戸別収集をする場合、歳入と歳出がトントンになるという形になっておりますけど、この部分はあまり重要視する必要がないと思うのです。具体的に言いますと、たとえ経費面でマイナスになったとしても、ごみ減量が達成されればよろしいという発想なわけです。一応試算をしてみるとトントンになるということですね。

委員 戸別収集は大変いいことだと思いますし、有料化も私は基本的には賛成なのですが、有料化になった場合は、一般家庭から出る資源ごみ、これは実際には個人では売買できませんけれども、大きな量になれば、相当なコストというか値段がつくわけですね。そういうものとの有料化との差額というか、費用はどうなるのでしょうか。

計画管理課長 自治体によって、有料化した場合の対象をどこまでにするのかということで対応にばらつきがございますけれども、ほとんどの自治体では、ごみだけを有料化して、資源については有料化しておりません。私どもも、17年9月に答申をいただいた時の考え方も、ごみ収集のみ有料化して、資源回収については無料のままだというものです。

そうすることによって、先ほどお示したように今でも20%程度ごみの中に資源が入っているわけですから、ごみが有料化ということになると、そういった混入資源は資源回収に出していただけるだろうと思います。

私どもも17年9月の答申の考え方をそのまま引き継いで、仮に有料化しても、ごみについてだけ有料化して、資源については有料化する考えはございません。先ほど、資源が現在ある一定の安定した相場になっているとお話いただきましたけれども、私どもの想定する有料化というのはごみのみを対象としております。資源は対象にしておりませんので、そういった調整とということについては基本的には考えておりません。

委員 それはそれでよろしいかと思えますけれども、先々、資源の方でそういうお金が動きますから問題にはなりませんでしょうか。

計画管理課長 具体的に、どういう問題とお考えですか。

委員 例えば、一般の家庭からも、新聞、ダンボール、雑誌、ペットボトルなど、それなりの量の資源が出ているわけです。これは、それなりの量がまとまれば、商売として成り立つわけです。ですから、一家庭から発生する量は少なくとも、とりまとまって多量になれば、金銭の問題が絡んできますので、家庭からそういった不平不満というのは出てこないかということなのですが。

委員 お答えになるかどうかわかりませんが、資源の価格が今、非常に高騰しておりまして、おっしゃるとおり、従来の10倍近いような価格になっているものもございまして。そうしますと、今はこういった資源回収は行政がやっておりますけれども、将来的にはビジネスとして成り立つのではないかと、ということですね。

今、ビジネスではなくて、私どもは「アパッチ」と呼んでいるのですが、いわゆる資源の抜き取りも発生をしております。これは次の課題にも関係してくるのだと思いますけれども、我々が集めさせていただいたものを今は売却という形で処理しております。こうした金額はどの程度になるのか、品目別にはどのような内訳になるのかということについては、我々行政が実施している以上、明らかにしなければならぬと思っております。

資源の回収量が増えますと、今は、投入する税金が少なくて済むということになります。どの程度経費が少なくなっているのかということについてはいずれご説明申し上げなければなりませんけれども、これはもう少し先の話かと思えます。冒頭申し上げたとおり、本当にこうした資源物に関してしっかりとした市場ができて、健全な売却ができるということになれば、

資源回収がビジネスとして立派に成り立つという世の中が来るのかもしれませんが。

お答えになっているか分かりませんが、こうしたことも、時間がかかるかもしれませんが、念頭に置きながらシステムを組み上げなければいけないと考えております。

会長 実際に、ビジネスになれば、区として資源回収を行う必要はないですね。民間でやればいいわけです。ただ、現状ではそうではないので区で実施しているということだと思います。

その他、時間も大分押してきたのですが、質問がございましたらお願いします。

委員 先ほど、会長さんのご発言があったのですが、家庭ごみに関しては、戸別収集のやり方と、有料化の問題とは別だという認識でよろしいわけですね。

私も別々に考えるべきだと思うのですが、今回の区の提案の流れから推測すると、戸別収集イコール有料化という印象は否めないだろうと思うのです。

私は、戸別収集そのものに反対ではありません。ただ、先ほど遠竹委員のお話にもありましたけれども、地域のコミュニティが非常に希薄になっている中で、ごみの集積所の維持管理を通して、とてもうまくいっているところもあるのです。例えば、順番にお掃除をし合うことなどを通して、人間関係をつくっているということです。

ごみを媒介として地域のコミュニティをつくっているということは、私は、戦後六十数年間の中で築き上げた日本の1つの文化だ、という側面もあるだろうと思うのです。

特に、町会の方々が集積所の管理に大変尽力していただいたことにより、今のような日本の独特の形をつくり上げてきたのだろうと思うのです。

ただ、もう1つの側面としては、反対に集積所がトラブルの原因になっている場合や、日本においてになられた外国人の方のごみに対する認識の違いなどにより様々な問題が起きているということもわかっています。それで、そういうところに対して、区の職員の方々が本当にきめ細かに対応していただいていることもよく聞いています。

今までつくってきた収集の方法は見直す部分もあるかもしれませんが、ただ、継続できる部分は継続できると思います。ごみの収集方法については、ある程度臨機応変というか、もっと時間をかけて、それぞれの地域の中での、区民の人たちがどのように考えるかということを受けとめながら検討していくべきだろうと思います。

もう1つ、有料化についてですが、何故、戸別収集イコール有料化、という見方をしてしまうのかと思います。ごみに対する行政の関わりというのは、私たちの税金がずっと投入されて、資源の活用も含めて継続してなされてきたことだと思います。

国は平成16年くらいから有料化の問題というのを提起しています。今、それぞれの自治体の中で有料化が次々と進んでいるという実態もあります。ただ、有料化が提案されても、藤沢市など、有料化に反対という住民運動が大きくて、結果的には有料化できなかったという経過を示しているところもあります。有料化をすることでごみ削減につながるというようなお話もありましたけれども、ある程度時間が経つとリバウンドして必ず増えてくるとかというような実態も、色々な地方自治体の報告から出されています。

そういう意味で、金を媒介させるのではなくて、資源化をするとか、それから物を大切にしていくなとか、それからマナーの問題とか、一人一人の生き方とか、そういうところに関わるような働きかけ、それから環境を改善していくといった関わりが、本来は求められるだろうと思います。審議会の中では、当然そういった方向性が打ち出されるのではないかと考えていましたので、有料化の問題がボンと今回出されたということは大変驚きですし、私は拙速に進めるべきではないと思うのです。

資源を大事にするという話が先ほど会長さんからも出されましたけど、先日、清掃環境の委員会の中で、今までずっと実施していた粗大製品に対するリサイクルは、10月に中止をするということを聞きました。それから、今、出しているごみの袋に関しては、もう推奨する袋はなくなって、自由に自分たちでごみ袋を用意して、ビニールにでも何でもごみを出していいという方向に変わるということが委員会中で報告されていました。そういった話も含めて、私は、ここの審議会の場でもきちんと提案というか、ご報告をしていただきたいと思うのです。

お金がかかるから今後回収をしないということなのではないでしょうか。しかし、今まで、区民の人たちにリサイクルして使ってもらいたいと思うものは提供してきたという経過があります。

そのようにずっと培われてきたものが、わずかな期間の中で次々と変わっていくことでは、啓蒙活動などを繰り返すことで今まで努力してきたことが、全く活かされないことになります。それでいて、資源が大事だとか、環境をきちんと守っていこうとかというようなことというのは非常に矛盾しているのではないかと改めて感じています。

そういう問題も含めて、今、どういうことが具体的に行政の中で検討されているのかということを中心に打ち出していただいて、それで区民の皆さんに審議をしていただくということが大事なのではないかと考えています。

以上です。

会長 有料化・戸別収集に関して拙速な対応は望ましくないということでしょうか。方向性では、すぐにそれを導入するというのではなくて、十分な検討が必要だという趣旨になっていると思います。十分に検討した上でということですが、方向性としては、こういう形でまとめてよろしいのかと思いますがいかがでしょう。

委員 有料化そのものには、基本的に反対です。

会長 明確な反対意見も出ておりますが、この内容に関しましては、時間も押していますので、課題・方向性に関しまして、今日出たご意見を踏まえまして、事務局の方でまとめていただくということによろしいでしょうか。事務局の方は、いかがでしょうか。

計画管理課長 結構です。

会長 それでは、もう1つの課題、資料第6-3のシステム評価についての審議に入りたいと思います。

事務局から、資料6-3でございますけれども、資料の説明をお願いいたします。

計画管理課長 それでは、「システム評価について」の資料をお出し下さい。課題に沿って資料を掲げております。

最終ページ、14ページをお開けいただきたいと思います。ここに「課題と方向性(案)」がございます。課題を5つ挙げてございます。

まず、1点目は効率的な事業運営のあり方。それから2点目、環境省策定「一般廃棄物会計基準」による全国統一基準による算定。3点目は、環境省が策定した処理システムに基づき、循環型社会形成や環境負荷面等からの評価を行う。4点目、ごみ減量が必ずしも財源に結びつかないという課題がございます。それから最後の5点目でございますが、23区間の中間処理に係る公平性のあり方。以上5つに整理しております。それぞれの資料を載せてございます。

3ページにお戻り下さい。課題1について、先ほどご覧いただきましたが「リサイクル・清掃事業関連予算額」でございます。20年度の予算額を掲載しております。47億円余り計上してございます。うち人件費が34%です。次に多いのが共同処理運営経費、清掃工場などの中間処理施設を清掃一部事務組合が担っておりまして、その運営のために各区が分担金を出しております。その経費でございます。

4ページでございます。「清掃職員の構成と推移予想」を載せております。左側、今年の4月1日現在の職員数でございます。棒線の上の方が自動車運転職員、下の方が作業の職員でございます。年齢構成でございますが、一番棒線グラフが高いところ、41歳から45歳ということで、40歳前半が山になっております。

それから右側でございます。各年度別の12年から20年まで2年ごと、それから30年まで5年ごとで職員数を載せております。平成12年に東京都から清掃事業を移管したときから比べますと、現時点、平成20年では職員が相当数減ってございますが、これにつきましては、資源回収を平成14年から委託をして実施するなどの対応をしてございます。また、18年度から粗大ごみの収集についても委託をして実施しております。

それから、5ページですが、課題1の「清掃車両の維持管理経費」でございます。左側が直営の車両で現在36台ございます。維持管理経費は資料の記載のとおりですが、1,856万円でございます。車両購入費は資料に記載されているとおりでございます。

右側は雇上車両のデータです。東京都の清掃作業に携わった民間業者について雇上業者とっております。これにつきまして、現在、通常の日常の作業について、軽自動車を含めた21台を契約に基づいて配車しております。そのほか休日の繁華街については6台、臨時車については、週の前半は6台、週の後半は5台となっております。雇上車両の経費は、23区で共通の統一単価になっております。

6ページです。課題2に関連しまして「一般廃棄物処理3R化ガイドライン」の概要でございます。廃棄物処理基本方針における区市町村の役割が記載されてございます。これはざっとご覧いただければと思います。

こういったことを踏まえまして、国からガイドラインが3つ提示されております。一般廃棄物会計基準、それから先ほど説明いたしました一般廃棄物処理有料化の手引き、一般廃棄物処理システムの指針ということで、1つ目と3つ目について、以下、概要について掲載しております。

7ページでございます。課題2「一般廃棄物会計基準」の概要ということで、会計基準を用いて作成する財務書類の一覧を記載しております。原価計算書、行政コスト計算書、資産・負債一覧ということですが、区政全般の単位ではこういった財務諸表を既に作成して、ホームページ上で公開しておりますが、清掃リサイクル分野に関してもこういった書類を整備すべきだということでございます。

こういったものをつかった上で、財務諸表の情報を経年的に把握して、事業の効率化を確認する。そして、住民への情報開示の基礎資料として活用する。最後に、一般廃棄物処理に関する新しい施策を実施した際の事業効果の評価に活用していく。こういった3つの目的・効果がございます。

なお、7ページの下ですが、詳しい説明は省略いたしますが、平成20年度決算期より、国の要請によりまして、各自治体が企業会計手法の概念を取り入れた「新公会計制度」を導入する予定でございます。

それから8ページです。課題3で「一般廃棄物処理システムの指針」の概要でございます。国が示しましたガイドラインの1つでございます。

中身でございますが、まず、基本方針に基づく一般廃棄物の標準的な分別区分。類型の、 、 に区分されております。

類型 は容り法の一部実施でございます。今、豊島区はこの部分に該当します。

類型 が容り法の完全実施でございます。類型 は、容り法を完全実施した上で、なおかつバイオマスへの取り組みも行われているという段階でございます。このような分別区分になってございます。

それから、適正な循環的利用や適正処分ということで、資源については、容器包装、布、紙類、バイオマスなどそれぞれについて、どういった循環的利用、処分方法があるかということが明示されております。同じく、燃やすごみ・燃やさないごみについても、それぞれ適正な循環的利用・処分方法が明示されてございます。

次に、一般廃棄物処理システムの評価です。これは清掃リサイクル事業を一定の視点、評価指標から、それぞれの自治体が評価していくということで、4つの視点がございます。循環型社会形成、それから地球温暖化防止、公共サービス、経済性。こういった視点から、それぞれ評価指標を用いて評価していくものでございます。

それから右側ですが、循環型社会形成に向けた一般廃棄物処理システム構築のための取り組みでございます。具体的には、この審議会でご答申をいただいて、今後、現在の一般廃棄物処理基本計画を改定する予定でございますけれども、まず「P D C Aサイクル」と言われておりますが、「Plan Do Check Action」という、この頭文字を取りましてP D C Aサイクルということで、こういった循環的な取り組みを示してございます。

その上で、基本計画への位置づけ、基本計画の実行、基本計画の評価、基本計画の見直しということで、また上のプランの方に戻っていくという、こういった循環的なP D C Aサイクルにより取り組みを行っていく必要があるという考えが示されています。

9ページです。一般廃棄物処理システムによる評価イメージです。先ほど評価の視点、標

準的な評価指標を挙げております。繰り返しになりますが、例えば循環型社会形成の視点では、人口1人当たりのごみ排出量はどうか、廃棄物からの資源回収率はどうか、廃棄物からのエネルギー回収はどうか、廃棄物が最終処分される割合はどうか、こういった指標からそれぞれチェックしていくということでございます。

一番下ですけれども、その他、区の特性或環境を考慮の上で、独自の評価指標を設定することも考慮すべきとされています。つまり、それぞれの地域の特性に合った指標があれば、それを設定して評価をしていく、ということでございます。

9ページの右側ですけれども、これを実施することによって、他の自治体との比較分析ができます。また、これを毎年毎年実施することによって、豊島区であれば豊島区における各指標の経年分析ができるということになります。

グラフの数値は、実際の数値ではございません。現在、私どもの方で、職員がこの指標に基づいた評価の作業中でございます。まだでき上がっておりません。豊島区の数値がこうだった場合、そして類似する団体の平均がこうだった場合、豊島区はどこで優位性がある、どこで他の自治体から劣っているかということ把握できます。

下の方は各指標の経年分析で、目標値を設定した場合、どのように近づいているのか、あるいはまた後退しているのか、そういうことを把握できます。

左側の数値は、特に意味のある数値ではございません。それぞれの指標によって、ここの数値は変わってきますので、お削りいただきたいと思っております。申しわけございません。

それから10ページです。課題4に関しまして「都区財政調整制度」でございます。東京都は、都と特別区の間、特別区相互間の財源の均等化を図るという点、それから特別区の行政の自主的かつ計画的運営を確保するという2つの点から、政令の定めるところにより、条例で特別区財政調整交付金を各区に交付するものとされております。

この制度でございますけれども、固定資産税、市町村民税のうちの法人分、それから特別土地保有税、これらは、制度的には市町村民税になっておりますが、23区内におきましては、都税として扱われております。

ちなみに、平成19年度の予算でいうと、この3つの税について、東京都の予算では総額約1兆7,777億円という額が計上されております。このうち23区に配分される分が55%を占めておまして、残る45%が東京都に配分されるものでございます。

なお、この55%をどのように配分するかですが、95%は普通交付金という形、残る5%は特別交付金という形です。一般的な普通交付金ですが、これについては各区の財政需要を基準に算定した基準財政需要額から基準財政収入額を差し引いたものが交付金の対象になるということでございます。

基準財政需要額の算出ですが、単位費用に人口を掛けて補正係数を掛けるという方法でございます。補正係数は細かく書いてありますので説明を省略いたしますが、基本的には人口がベースになるということから、必ずしも、それぞれの区のごみの減量努力が基準財政需要額の増減に直接結びつかない面がございます。基準財政収入額も書かれているとおりですので読み上げませんけれども、この面の問題も含んでございます。

次に同じく課題の4、「清掃一部事務組合の歳入・歳出」でございます。先ほど出ておりますけども、歳入の内訳で最も多くの部分、約60%を占めているのが分担金でございます。それぞれの区から支出している分担金です。中間処理は共同処理でございますので、各区が分担金を出しております。豊島区は、20年度予算では、14億5,000万円の分担金を支出する形になっております。

歳出内訳ですが、中間処理を担っておりますので、清掃費が全体の7割を超えております。清掃費の内訳は、右の棒グラフに載っておりますが、最も多いのはごみ焼却作業費です。これは各清掃工場の経費でございます。これが清掃費の6割近くを占めてございます。

次に12ページですが、「清掃一部事務組合の分担金」の考え方を示しております。

まず、18年度～21年度算定方法が左にございます。右側に今後22年度からどういった算定方法になるかを示して、両者を比較しております。なお、清掃事業が区に移ってきたのが12年度です。平成12年度から平成17年度までどうしていたのかと言いますと、人口割で計算しておりました。必要な経費をそれぞれの23区の人口割で、人口のシェアで分割していたということです。それが分担金の額になっておりました。

しかし、人口の数と、各区から出されているごみ量は必ずしも相関しておりません。中間処理については、ごみ量に左右されますので、それぞれの区が出しているごみ量に基づいて算定すべきだというのが課題になっております。そこで、18年度から、基本的には各区のごみ量に応じて分担をするという考え方に変わってきております。

ただし、一部例外がございます。区収集ごみ量の左側に「持込ごみ量」と記載されております。これは、それぞれの区から許可を得た民間の許可事業者さんが、各事業者さんから収集し、直接清掃工場に持ち込んでいるごみでございます。この部分については、許可事業者が豊島区だけのごみを扱っていただければわかりやすいのですが、実際のところは、例えば新宿から収集運搬が始まって、新宿のごみを取って、文京のごみを取って、豊島区のごみを取って豊島清掃工場に入れるというように、複数の区をまたがっているわけです。全体のごみ量はわかりますが、それぞれの区のごみ量がわからないというのが、これまでの現状でございます。

したがって、この部分に限っては人口割で計算しておりました。しかし、18年度から各区に許可事務が下りてまいりました。当該区で事業者のごみを扱う場合は、それぞれの区に許可申請をして事業の許可をもらって、そこで事業展開をするということになっておまして、許可業者は実績報告書というものを区に提出します。そこに豊島区内から集めたごみをお書きいただくことになっております。20年度から、この実績報告書の精度が向上することから、20年度の持込ごみから実績報告書によってカウントいたします。この数値は21年度に確定をいたしますので、予算には22年度に反映できるということから、22年度の分担金から、すべてごみ量で計算をすることになります。

そうしますと、事業系のごみが多い自治体におきましては、人口割で計算するよりも分担金が増えてくることになります。豊島区も繁華街を抱えておりますので、18年度のごみ量を前提にしますと約4,000万円ほど分担金が増加する見込みです。22年度にはどうな

るかわかりませんが、18年度を例にするとそういう計算になります。

13ページです。最後の資料ですが「負担の公平、役割分担のあり方」についてでございます。課題のところに書いてありますけども、平成12年度、各区に東京都の清掃事業が移管されて、各区の責任でゴミ処理を実施していくことになりました。しかし、清掃工場は偏在しておりまして、清掃工場のある区とない区がございます。また、各清掃工場も、日量200トンから日量1,800トンまで処理能力に開きがあります。

そういったアンバランスを是正するために、負担を公平化する必要があるということでこれまで検討がなされておりました。このたび、本年5月の区長会で一定の結論が了承されました。

現在、清掃工場がある区は23区中17区です。6区にはございません。基本的に、清掃工場がある区については、所在区のごみを処理した上で、他区のごみも一部受け入れております。これは当然のことなのですが、他区から受け入れる余地のない区が1区ございます。これは渋谷区です。逆に言うと、16区は受け入れる余地がございます。

他区からのごみの受け入れには一定の基準を設けております。工場がある16区については、自分の区から発生するごみは、当然その工場ですべて処理をします。そのほかに16区が現に受け入れている量の15%をそれぞれ自区で発生したごみに足した数値が一定の基準量です。それを工場の処理量がそれを下回るところ、それから工場のない区は、一定の基準量を超えて処理している区に1トン当たり1,500円の負担金を支払うという内容でございます。少しわかりにくいかもしれませんが。

18年度のごみ量で計算しますと、最も他区のごみを受け入れている江東区は2億5,000万円を受け取り、新宿区は逆に8,900万円ほど支払う試算でございます。なお、豊島区の場合は約300万円を受け取るという試算になっております。

これは22年度からの実施を予定しております。22年度にはどのようなごみ量になるのかわかりませんが、18年度のごみ量から計算しますと、14区が支払って9区が受け取るということになります。受け取り区の中の1区が豊島区だということです。

14ページ、最後のページですが、「方向性」のところをご覧くださいと思います。コスト管理を徹底し、事業の透明性を高めるため、一般廃棄物処理システムに基づいた計画策定や事業評価を実施する、という方向性でございます。

短期的な対応としましては、一般廃棄物処理施設システムの概念を取り入れた事業評価を実施し、PDCAサイクルに基づいた事業計画のあり方を検討する。

さらに、ごみ量の減少の努力が財源に結びつく制度設計について働きかけを行う。

中期的な対応としましては、会計基準や処理システムの概念を取り入れた一般廃棄物処理基本計画を策定する。

長期的な対応としましては、評価システムのレベルアップにより、効果的な施策の実施を図る、という整理をさせていただきます。

長くなりましたが、以上でございます。

会長 ありがとうございます。

ただいま事務局からの説明がございました「システム評価」につきまして審議を始めたいと思います。資料6 - 3の最後のページにございますように、課題と方向性の案が列挙されております。

先ほどと同様に、各課題に対応する形で資料が付されておりますが、まず質問をいただければと思います。

(なし)

会長 続きまして、質問ではなくても、コメントも含めてご議論いただければと思いますが、いかがでしょうか。

これは、区の事業に関して効率化を進めるためのガイドラインですね。国レベルで出てきました方針に従って、豊島区の方でもそれに沿ってやっていこうということでございますが、いかがでしょうか。

委員 伺いたいのですが。課題4のところで、「ごみ減量が必ずしも財源に結びつかない」ということで、短期的な対応の中に「ごみ量の減少の努力が財源に結びつく制度設計について働きかけを行う」という文章があるのですが、これは具体的にはどういうイメージになるのでしょうか。

計画管理課長 資料でも、都区財政調整制度と、清掃一組の分担金について挙げさせていただきました。今、分担金制度は動いておりまして、持込ごみ量を含め、平成22年度からごみ量算定で分担金が計算されます。ごみ量が基礎になりますので、その意味からすると、各区のごみ減量というのが分担金に反映されてまいります。こういうことで、私どもの方向性に合った変更になっているかと思えます。

ただし、前段の都区財政調整制度につきましては、先ほども申し上げました基準財政需要額のところの算定は、単位費用×人口、これに補正係数がかかってきておりますが基本的には人口数で算出されております。これがベースになりますので、基本的には幾らごみ減量でそれぞれの区が努力したとしても、人口数により算出されますので、なかなか反映しにくい部分がございます。このような点について、算定の仕方を変えていく必要があるのではないかとこのところで、こういった方向性を示してございます。

委員 そうすると、短期的な対応の中に入っているのも、それほど先の話ではないのだろうと思うのですが、制度設計の準備などは、今進んでいるのですか。

計画管理課長 これは豊島区だけの課題ではありません。23区共通の課題になっております。23区の中では具体的な検討の段階にはまだ至っておりません。しかし今後、そういった働きかけが必要かと思っております。

会長 その他、ご意見等ございましたらお願いします。

委員 今年の4月から、収集運搬等処理費が2円ずつ4円、23区全体で上がっています。20年度の予算は、これが基本的な計算方式なのですか。

計画管理課長 今、ご指摘なのは3ページの話ですね。

資料では、歳出の部分だけ捉えておりまして、直接、先ほどご指摘のあった事業者さんにかかってくる手数料は反映をしております。ただ、この歳出経費を捻出するための多くの

部分が、このベースに入っております。算出の財源はその中に入っております。歳入も資料に出せばよかったのですが、手数料について歳入には盛り込んであります。

委員 歳入のところの計算を、今、言っている単価でもって計算するのでしょうか。要するに、総額だと、今32円50銭になったわけですね。

計画管理課長 32円50銭のうち、私どもが収集運搬している部分と、それから、中間処理施設に持ち込むときに徴収される部分とがあります。その部分は除外しております。

委員 しかし、32円50銭では足りないのではないですか。

計画管理課長 当然足りません。私どもの廃棄物処理原価を、統一的な考え方のもとに算出すると、23区の平均で約56円になっています。それに基づくと、豊島区の場合には、今、1キロ当たり約50円になっております。実際、手数料としていただいている金額には、処理原価と相当な開きがあります。

委員 不足分は、区の予算からもらうのでしょうか。

計画管理課長 税金を投入します。

委員 そうなのですか。

会長 そのほかご意見、ご質問等ございましたらお願いします。

委員 感覚的なお話というか、感想のようになってしまい申しわけないのですが、9ページにあるシステムの評価をするときのことなのですが、これは国の指針に基づいて書かれているのですね。

人口1人1日当たりの排出量などの細かな数字や指標が幾つもある中で、公共サービスというところは1行しかありません。「廃棄物処理サービスへの住民満足度」と書いてあります。これは掘り下げれば幅の広い話だと思いますが、たった1行になっています。私たち民間の人間からすると、住民満足度を言いかえると幅広く使われていて流行語のようになっている顧客満足度という言葉になるかと思えます。そう考えると、簡単に住民満足度を測るのは難しいと思えます。また、指標化するのだということですが、他の指標が非常にたくさん書いてある割には、住民満足度については1個しか書いてないのは、評価のウエイトとして見てどうなのでしょう。本来の目的から考えてこれでよいのでしょうか。

区の行政で事業を進めていく中で、指針に従って実施することは大変だと思います。しかし、行政が実施していることに対して、区民の意向がどうであるのかということを知ることができるような指標、アンテナを張るような指標を持ってもいいのではないかという気がします。

また、話は戻ってしまいますが、有料化でお金を取る代わりに戸別収集をすれば、それで住民満足度は上がるかもしれませんが、必ずしもそういう問題でもないというように皆さまもおっしゃっていたかと思えます。循環型社会といわれる社会の中で、多少窮屈な思いはするけれども、それが世の中の役に立つのであれば自分は納得してやっているのだ、ということが大事だと思うのです。そう簡単に満足には至らないと思えます。国の指針に書いてあるので仕方ないのかもしれませんが、単純な満足度というよりは、納得度というか、もう少し範囲を広げて住民がどう思っているかということ、もう少しアンテナを張って捉えていく仕組み

を豊島区としてもお持ちになってはいかがかな、という感想を持ちました。

計画管理課長 この部分について、今おっしゃったご指摘はごもっともだと思います。

これは国が示しているのを右から左に写しただけですので、具体的に区民の意識がどのあたりがあるのかといった調査もしていかなくてはならないのだらうと思います。それが、こういう形でおさまる話なのかどうかというのは、まだ検討する必要があるかと思いますが、ともかく、意識調査は実施をしなくてはならないと思っております。

会長 今の住民満足度については、参考資料3の一番最後に記載されています。

ここに資料5として「廃棄物処理サービス関連指標にかかわる数値の算出方法」とあって、住民満足度アンケートの調査の雛型があります。こういった形式で実施しなさい、というのが国の意向のようです。これに従って、実際に満足度が図れるかどうかということ、かなり疑問を感じますが、各自治体で色々工夫しなさい、ということだと思います。よって、豊島区ならではの評価の仕方等を、こういった審議会等を通じて考えていく必要があるかと思えます。

ただ、評価のイメージとしましては、具体的な評価指標を設けることで、他自治体との比較や、あるいは経年分析まで持っていくことで、区民に区の取り組みを示そうということや、事業の効率化を進めるための1つの方法だというように考えられるわけでございます。

その他ございましたらお願いいたします。そろそろ時間もなくなってまいりましたが、委員 今のことに関連することで質問です。

9ページの評価指標の一番下にある「区の特長や環境を考慮の上」という文章ですが、「豊島区の特長を生かした」という表現は、様々なところで出てくるのですけれども、例えば、これをどういうイメージで、今考えられているのか、それだけお聞かせください。

計画管理課長 まだ具体的には、この項目立ての整理をしきれていないのですが、例えば、豊島区のごみに関していつも挙がっているのは外国人の問題、集合住宅の単身世帯の問題、それから人口密度が極めて高い状況、道路事情が狭い、そういったところであろうかと思えます。

収集が困難な状況になっているのも、そういった事情でございますので、こういったことを、どのように指標に反映して項目立てをしていくのか、今後、検討してまいりたいと思っています。

会長 そろそろ時間も押してまいりました。

この内容に関しましては、案として挙げられています方向性を整理していただくということで事務局にお願いしたいと思います。その他、資料を見てお気づきの点がございましたら事務局にご報告をいただくということにさせていただきたいと思えます。

以上、「システム評価」に関しての議論は終了ということにさせていただきたいのですが、よろしいでしょうか。

今言いましたように、資料に関して質問やご意見等がございましたら、追って事務局の方にいただくということをお願いいたします。

事務局の方はそういうことでよろしいでしょうか。

計画管理課長 結構でございます。どのような方法でも結構でございますので、できれば今月中にいただければと思います。よろしく願いいたします。

会長 それでは本日の審議はこれをもって終了させていただきたいと思いますが、次回の予定を含めまして事務局から何かございましたらお願いいたします。

計画管理課長 私どもの事務連絡の前に、参考資料4をお取り出しいただけますでしょうか。冒頭ご紹介いたしましたけども、「環境モデル都市の応募提案」の概要につきまして、椎名環境政策担当課長よりご説明をさせていただきたいと思います。

時間もないところでございますが、よろしく願いいたします。

環境政策担当課長 環境政策担当課長の椎名と申します。

それでは、お手元の参考資料4「環境モデル都市応募提案書(概要)」という冊子をお取り出しいただきたいと思います。

一番後ろのページを1枚めくっていただきますと、スケジュールと書いてあるところがございますが、そちらを見ていただきたいと思います。この環境モデル都市は、今年の1月の福田首相の施政方針演説の中で出てきたもので、全国でモデル都市を10都市選んで、そこを新たな制度的な対応も含めて国が支援して、モデルとして発信していこうという趣旨のものでございます。4月11日に募集要項の公表がございまして、豊島区も応募しております。

現在は、スケジュールの真ん中あたりにございますが、選定手続のところ、分科会委員によるヒアリングということで、今週ヒアリングを予定しておりますので、それに向けて準備しております。

現在、82の都市が応募したということでございます。豊島区はヒアリングの実施を受けますので、ここに書いております1次選考を通過したであろう、と考えております。

それでは、表紙に戻っていただいて1枚めくっていただきたいと思います。

この概要は、応募した提案書類のうち主要な部分を記述したものでございます。

まず、1ページですが、全体構想とタイトルです。「高密都市から発信する低炭素社会実現の挑戦」ということでまとめております。豊島区は間もなく日本一の人口密度となる都市になります。つまり、エネルギー消費密度が高い都市ということでございまして、そういった都市から低炭素社会の実現をしていこうというものでございます。

今回の提案の重点は、真ん中の太い字で書いてございますが、「都市更新期をとらえた未利用エネルギーの活用」という視点と、また、「東京発のLRT導入とパーク・アンド・ライドによる歩行者優先ゾーンの創出」、こちらの重点は2点でございますが、取り組みの方針としては全体で4つの方針を掲げてございます。

それでは、1枚おめくりいただきまして、2ページでございます。

この提案をするに当たりましては、大幅なCO₂の削減目標を掲げなければならないことになってございまして、豊島区としては2050年という長期に向けては、総量で2000年比の70%のCO₂削減、2025年には総量の30%のCO₂削減という目標を掲げてございます。また、排出量に占める割合が高い業務部門、さらに家庭部門に対する対策も取り組み方針に入れてございます。

リサイクル清掃に関する部分でございますが、3ページ以降の取り組み1のところになります。取り組み1といたしまして「地域循環エネルギー基盤の整備」という方針を出してございます。こちらは、清掃工場の廃熱利用システムの構築と、都市型生ごみ発電施設の整備、そして地域冷暖房の導管ネットワークの拡大という3つでございます。3ページの清掃工場廃熱利用システムの構築につきましては、池袋駅の至近距離に清掃工場がございますが、廃熱の利用はまだ10%台程度の利用ということで、熱が放出されていてヒートアイランドの原因にもなっています。この熱を既存の地域冷暖房システムを拡充して活用することで、未利用エネルギーを活用していこうという取り組みでございます。

現庁舎跡地にサブプラントをつくりまして、そちらの方に導管を新設しまして既存の導管につなげていくというものでございます。

次に4ページの、都市型生ごみ発電施設の整備でございます。現在、城南島で実用化されております生ごみ発電を都市部に持ってきまして、そちらの方で発電していこうという取り組みでございます。

豊島区の場合、生ごみの量が約35%を占めております。地域から出た生ごみを資源として活用することで、エネルギーを循環させていこうという取り組みです。また、生ごみで発電した場合には、ごみ量が約5%程度になるということで、プラントで利用した後の生ごみを清掃工場で焼却利用する場合にもごみの減量等につながり、また、焼却の安定化にもつながるといえるものです。

5ページは地域冷暖房です。現在池袋に2つございますが、そちらの方をネットワーク化して、融通を図って効率を上げていこうというものでございます。

6ページ以降は、簡単に説明いたします。LRTの導入とパーク・アンド・ライドでございます。7ページの地図をご覧ください。カラーではないので多少見づらいと思いますが、色がついているところを歩行者優先ゾーンにいたしまして、LRTで回遊性を高めるとともに、歩行者空間を拡大して、人と環境に優しい、にぎわい空間を創出していこうという構想でございます。

次に、8ページ、9ページでございます。こちらは「1950年のまちから2050年のまちへ」というタイトルになってございます。豊島区内には木造密集地域がございますが、そういった地域を「環境タウン」として位置づけまして、戸建住宅の協調建てかえ、集合住宅化を図るとともに、大面積の太陽光発電の設置や高効率の設備機器の促進などを、集中的・重点的に取り組んでいこうというものでございます。

また、都電荒川線の緑化、沿道の緑化を通して、ヒートアイランド現象の緩和も図っていこうというものでございます。

9ページは、区内のJR駅周辺にございますような中小ビルにつきまして、現在熱源を個別に持っている中小ビルを共同熱源化してCO₂の削減を図るといった取り組みを検討していきたいということでございます。

最後の取り組み4ですが、こちらは「環境が価値を生み出す地域システム」ということで、東京都が検討を進めている制度について、東京都の連携の上、推進していこうというもの

でございます。10ページは国内CDMを活用した中小企業対策ということで、都では大規模事業所に対するCO₂の総排出量削減義務と、それに伴う排出量取引制度の導入を検討して、条例にも出しておりますが、そのモデルとして、区内の大規模事業所と中小事業者の間において取引を推進するようなシステムをつくっていかうというものでございます。

11ページにつきましては、家庭部門の対策でございますが、再生可能エネルギー機器や高効率の給湯器など、CO₂削減効果の高い機器の導入を積極的に促進するとともに、個々の家庭や世帯にきめ細かく対応できる組織を創出していくというものでございます。

最初の導入のコストが高いというのが、なかなか普及が進まない原因でございますけれども、環境価値の買い取り等の手法を通して普及させていきたいというものでございます。

12ページ、13ページは、20年度の事業、また取り組み体制を簡単にまとめたものでございます。

以上、簡単でございますが、説明に代えさせていただきます。

計画管理課長 時間のない中でのご説明で、申しわけございませんでした。

私ども事務局のお知らせに移らせていただいてよろしいでしょうか。

次回の予定でございますが、来月7月25日、金曜日、午前10時から審議会を予定してございます。会場は、この議員協議会室を予定してございます。詳細は追ってご通知申し上げます。

次回の審議会では、答申の骨子についてご検討いただきたいと思っております。

それから、本日、報酬をまだ受け取っていらっしゃらない委員の方につきましては、そのままお席でお待ちいただければと思います。

事務局の連絡は以上でございます。

会長 ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして、第6回豊島区リサイクル・清掃審議会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

提出された資料等	<p>資料第 6 - 1 号 審議会における検討スケジュール 資料第 6 - 2 号 家庭ごみ対策について 資料第 6 - 3 号 システム評価について</p> <p>参 考 資 料 1 一般廃棄物会計基準 参 考 資 料 2 一般廃棄物処理有料化の手引き 参 考 資 料 3 市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針 参 考 資 料 4 環境モデル都市応募提案書（概要）</p>
----------	---